

令和3年10月1日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1 「かながわ人権施策推進指針」の改定について.....	1
2 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会について.....	3
3 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局 所管条例の見直し結果について.....	6
4 「神奈川県手話推進計画」の改定について.....	9
5 「神奈川県障がい福祉計画」の改定について.....	11
6 津久井やまゆり園の再生について.....	14
7 さがみ緑風園等の指定管理者の募集等について.....	15
8 中井やまゆり園における利用者支援について.....	23
9 「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の 一部改正について.....	26

## 1 「かながわ人権施策推進指針」の改定について

平成15年に策定、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」について、最終改定以降、人権を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和3年度中の改定を目指し、今般、指針の改定素案を作成したので報告する。

### (1) 改定のポイント

#### ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念

人権施策の取組の経緯等において、「ともに生きる社会かながわ憲章」に係る記載を追加する。

#### イ 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえた上で、女性の就業支援の推進や、女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた意識改革に資する啓発活動を推進する。

#### ウ 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。

また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す。

#### エ 疾病等に係る偏見・差別等の解消

コロナ禍で発生した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、エイズ、ハンセン病、肝炎や新型コロナウイルス感染症や、難病疾患に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるための教育・啓発活動を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別意識の解消を図る。

#### オ ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進

「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を県民と共有し、正しい理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制を充実することを「外国籍県民等」分野に記載する。

## カ 貧困を背景とする人権課題の解消

子どもの貧困に対する連携体制の構築や、ひとり親世帯に対する支援など、生活困窮者や貧困に悩む方に対する支援や、ホームレスの自立支援に関する施策を推進する。さらに、生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動により、貧困を背景とする人権課題の解消を目指す。

## キ 性的マイノリティの人権課題の解消

性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的指向又は性自認に関する悩みに関する相談・支援体制を充実する。

## ク インターネットの活用により生じる人権侵害の解消

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害が急増していることを踏まえ、インターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を推進する。さらに、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制を充実するなど、インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組を推進する。

## ケ 「様々な人権課題」の内容の見直し

近年新たに顕在化した人権課題として、ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題、アイヌ民族の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題について追記する。

## (2) 改定素案

参考資料1 「かながわ人権施策推進指針（改定素案）」のとおり

## (3) 今後のスケジュール

令和3年10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案に対するパブリック・コメントの実施結果を報告
令和4年1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
3月	指針改定

## 2 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会について

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」）では、神奈川県内の20年後の障がい福祉の長期的なビジョンの策定と、その実現に向けた取組について検討が進められているが、神奈川県内の障がい福祉の将来展望と県立障害者支援施設の当面の対応を中心とした、中間報告（たたき台）が提示されるなど、これまでの検討状況を報告する。

### (1) 将来展望検討委員会での検討状況

#### ア 神奈川県の障がい福祉の将来展望

##### (ア) 基本的な考え方

- ・ 津久井やまゆり園事件を契機に、地域共生社会の実現を図っていくべきではないか。
- ・ 障がい福祉において、家族目線・支援者目線ではなく、当事者目線の考えを徹底するべきではないか（意思決定支援など）。
- ・ 強度行動障がい、高齢障がい者、医療的ケア児など困難性の高い支援課題に対し、県として果敢に取り組むべきではないか（地域の担い手の確保、人材育成など）。
- ・ 障がい者は地域社会を構成する一員であり、本人が希望する場所で、尊厳をもって、その人らしく暮らすことが当たり前であるべきではないか（社会資源の充実、サービス基盤の整備など）。
- ・ 障がい者故の価値の創造や、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指すという理念を生かすべきではないか。

##### (イ) 主な意見

- ・ 地域の人が、障がい者のことをよく理解し、当事者の気持ちを分かってくれる人が増え、ハンディキャップがあっても、同じ人間なんだということを、言葉の上ではなく、実感が持てる社会にすべきである。
- ・ 障がい当事者の人たちが地域でその人らしい生活を送るための、サービス基盤の整備をしっかりと進めていくべきである。

#### イ 県立障害者支援施設の当面の対応

##### (ア) 基本的な考え方

- ・ 地域生活支援拠点の役割を持たせ、緊急時に対応できる短期入所の整備を必須としてはどうか。
- ・ 相談支援の機能と人材育成の機能を充実させることとしてはどうか。

- ・ 長期の入所者の地域移行を加速させるとともに、通過型施設（有期限の入所期間）として位置づけることとしてはどうか。
- ・ 長期入所の定員は漸減させることとし、終の棲家を念頭に置いた新規の入所については、原則として、行わないこととしてはどうか。
- ・ 支援が難しい重度の障がい者の受入れは、公民区別なく行うべきであり、県立障害者支援施設の目的を明確にする必要があるのではないか。

(イ) 主な意見

- ・ どんなに障がいの重い人も地域で生活することを、全県、全施設共通なこととして、地域生活移行を推進する。
- ・ 県立障害者支援施設の機能として、一定期間の専門的なトレーニングを実施して地域に戻る、通過型の機能が必要である。
- ・ 施設はできる限り小規模化して、ユニット化を図り、居室は個室として、地域の暮らしに近づける必要がある。
- ・ 三浦しらとり園とさがみ緑風園は、定員 100 名を超える大規模施設であり、管理性や閉鎖性という構造的な運営上の課題が大きいことから、定員規模を縮小するよう見直すべきである。
- ・ 今後、県が施策を講じていく際には、入所している利用者とその家族に不安を与えることのないよう配慮を行うことが重要である。

ウ 普遍的な仕組みづくりについて

- ・ 長期的なビジョンに基づく施策を確実に実施するための普遍的な仕組みづくりが必要である。
- ・ 将来展望検討委員会で決まったことを、一過性のものとはせず持続していくため、条例を作って県の決意を示してほしい。
- ・ 県が条例を作るのであれば、当事者の意見や言葉をしっかり入れてほしい。

(2) 中間報告（たたき台）

参考資料 2「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会 中間報告（たたき台）」のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和 3 年 10 月には中間報告（県立障害者支援施設の当面の対応等）が完成し、令和 4 年 3 月末までには報告書（長期的なビジョン等）が取りまとめられる予定であり、検討状況については、各県議会定例会厚生常任委員会に報告する。

**(参考) 将来展望検討委員会の開催状況**

- 〔第1回〕 開催日 令和3年7月9日  
議事 ・ 検討の進め方について
- 〔第2回〕 開催日 令和3年8月6日  
議事 ・ 障がい福祉の将来展望について  
・ 委員報告（国立のぞみの園、千葉県袖ヶ浦福祉センター）  
・ 令和5年度からの指定管理開始に向けて
- 〔第3回〕 開催日 令和3年9月3日  
議事 ・ 令和5年度からの指定管理開始に向けて  
・ 委員報告（長野県西駒郷）  
・ 障がい福祉の将来展望について
- 〔第4回〕 開催日 令和3年9月22日  
議事 ・ 委員報告（てらん広場）  
・ 障がい福祉の将来展望について  
～中間報告（たたき台）について～

### 3 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

#### 条例の見直し結果

改正及び運用の改善等を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	条例の目的として共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行うとともに、整備基準等についても、その内容や運用がより実態に即したものとなるよう、運用の改善等の検討を行う必要がある。

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	
条 例 番 号	平成7年神奈川県条例第5号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課・県土整備局建築住宅部建築指導課	
条 例 の 概 要	障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務、県の基本方針並びに施設等を障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進めるための整備基準の遵守等の必要事項を定めている。	
検        討	視 点	検 討 内 容
	必要性 ( 現在でも必要な条例か。 )	本条例は、バリアフリーの街づくりを進めるため、県等の責務や基本方針を定め、施設整備における整備基準の遵守を課すに当たっての基本的な必要事項を定めたものである。 超高齢社会が進展する中、移動困難者の増加に対応した街づくりや障がい者等の社会参加をさらに進める必要性、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」など関係法令の整備状況及び「ともに生きる社会かながわ憲章」をはじめとした県施策の方向性など社会情勢の変化を踏まえ、適切な施設整備等を進めることにより高齢者、障がい者等の円滑な移動や社会参加を実現しようとする本条例は、共生社会の実現に向けて、引き続き必要である。
	有効性 ( 現行の内容で課題が解決できるか。 )	本条例はバリアフリーの街づくりを進める上で、公共的施設等の新築等を行う際の整備基準の遵守を規定するなど、高齢者や障がい者等の社会参加を図る上で有効であるが、社会情勢の変化等を踏まえ理念の強化を図る必要がある等、課題があり、今後、関連施策とも連携し、より有効に取組を進めるために、条例の目的として、誰もがその人らしく生き、安心して暮らすことのできる共生社会づくりの方向性を明確に示すなど、改正の検討を行う必要がある。 また、規則で定める整備基準等も、社会状況の変化を踏まえ改正等の検討を行う必要がある。 さらに、取組に当たっては、バリアフリーの街づくりの理念の一層の普及を進めるとともに、施設の計画段階からの当事者の参加や、施設の円滑な利用といった視点も考慮し、これらの一連の改正等を通して、より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、バリアフリーの街づくりを進める必要がある。
	効率性 ( 現行の内容で効率的といえるか。 )	県民の利便性向上や、事業者や市町村の効率的な事務運営の観点から、条例に基づく事務を特定行政庁に移譲するなど、県・市相互の連携・協力により効率的に運用している。
	基本方針 適合性 ( 県政の基本的な方針に適合しているか。 )	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支え合う地域社会づくり」に適合している。 また、「かながわ SDGs 取組方針」において取り組む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けても、本条例に基づきバリアフリーの街づくりを進めていくことは重要である。
	適法性 ( 憲法、法令に抵触しない )	県民及び事業者の責務や事業者の義務を課すなどの規定を有するが、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。
	その他	
	見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の構成及び所管部局

条例の構成		所管部局
第1章	総則 目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務、総合的推進	福祉子どもみらい局
第2章	施策の基本方針等 施策の基本方針、障害者等の意見の反映、検討、情報の提供等、財政上の措置	
第3章	施設等の整備 公共的施設等、指定施設及び公共車両等の整備基準	
第4章 (※)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 ・対象施設の追加及び規制規模の引下げ ・移動等を円滑にするための整備基準の付加 等	県土整備局
第5章	雑則 適用除外、委任	福祉子どもみらい局 県土整備局

(※第4章：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定を受け、平成20年7月の条例改正時に追加)

## 4 「神奈川県手話推進計画」の改定について

平成28年3月に策定した「神奈川県手話推進計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

### (1) 改定のポイント

#### ア ろう者への理解を深める取組の推進

手話の普及を推進するため、手話への理解の前提となる、ろう者への理解を深める取組を一層進める。

また、地域や学校と連携し、聞こえる子どもやろう児（聴覚障がいのある子ども）をはじめ、さまざまな世代に対して取組を展開する。

#### イ ろう児の手話獲得の機会の充実

ろう児の手話獲得の機会の提供や、学校での個々の特性に応じた手話の習得、ろう学校での手話による学習などの取組を進め、ろう児とその保護者を支援する。

#### ウ 手話による情報取得や手話が使用される機会の充実

手話によるろう者の社会参加の推進に向けて、日常生活において、手話による情報取得や手話が使用される機会の充実を図る。

また、災害や感染症拡大時など、非常時において手話で意思疎通できる環境の整備を、ICT技術活用の視点も取り入れながら促進する。

#### エ 専門人材の計画的な養成や活動環境の充実

手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員など、ろう者や盲ろう者の社会参加に欠かせない専門人材の計画的な養成に努め、派遣の機会を拡充するなど、活動環境の充実を図る。

#### オ 盲ろう者に関する記述の充実

計画における手話には、盲ろう者の使う接近手話や触手話も含まれることから、手話を使う盲ろう者に関する記述の充実を図る。

#### カ その他

計画の取組成果の指標として、成果指標を設定するとともに、手話交流会「しゅわまる」や電話リレーサービスなどの新しい動きについてコラムなどで記載する。

(2) 改定素案

参考資料3「神奈川県手話推進計画（改定素案）」のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和3年10月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～11月

令和4年1月 神奈川県手話言語普及推進協議会において改定計画案を審議

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3月 社会福祉審議会において改定計画案を審議  
改定計画の決定

(参考)

改定の概要

ア 改定の趣旨

ろう者とうろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、計画を改定する。

イ 計画の位置付け

神奈川県手話言語条例第8条第1項に基づき、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

ウ 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 留意事項

神奈川県手話言語普及推進協議会などの場において、当事者団体や関係者等と十分な意見交換を行うとともに、パブリック・コメントに寄せられた意見の検討期間を十分に確保することで、丁寧に改定作業を進める。

## 5 「神奈川県障がい福祉計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県障がい福祉計画」については、令和2年度に計画の改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和3年度に変更した。今般、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

各市町村を通ずる広域的な見地から、令和5年度の成果目標を設定し、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保するため、計画を改定する。

#### イ 計画の位置付け

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画を一体として策定するものである。

#### ウ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

### (2) 改定のポイント

#### ア 基本指針の適切な反映

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、成果目標や障害福祉サービス等の見込量、見込量確保のための方策などを適切に設定する。

#### イ 「当事者目線の障がい福祉」等の反映

現行計画から引き続き、「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを「基本方針」とするとともに、県が今後進める「当事者目線の障がい福祉」について、「基本的な視点」に記載する。

## ウ 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症のまん延や、災害発生時等における持続可能な障害福祉サービス等の提供体制の確保について「基本的な視点」に記載する。

## エ 最新の動向の反映

障がい福祉に関する制度改正など最新の動向を踏まえた施策の推進について「基本的な視点」等に記載する。

### (3) 改定骨子案

別紙のとおり

### (4) 今後のスケジュール

令和3年11月 神奈川県障害者施策審議会において改定計画素案を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
～1月

令和4年2月 神奈川県障害者施策審議会において改定計画案を審議

第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3月 改定計画の決定

## 神奈川県障がい福祉計画（骨子案）

## 1 基本理念等

## ○ 基本理念

- ・ 「ひとりひとりを大切にする」

## ○ 基本方針

- ・ 「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

## ○ 基本的な視点

- ・ 当事者目線の障がい福祉
- ・ 災害や感染症まん延等にも対応した持続可能なサービスの提供 等

## 2 令和5年度の成果目標の設定

- ・ 現状・課題
- ・ 目標達成のための方策

## 3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み

- ・ 区域の設定
- ・ 必要量の見込み

## 4 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保

- ・ 見込量の確保のための方策
- ・ 従事者の確保及び資質向上のための方策

## 5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

## 6 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

## 7 計画の達成状況の点検・評価及び計画の見直し

## 8 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等

## 6 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や新施設への利用者の移行について、取組状況を報告する。

### (1) 施設整備等

#### ア 津久井やまゆり園

津久井やまゆり園については、施設整備が完了し、8月1日から利用者の生活が始まった。

#### イ 芹が谷やまゆり園

利用者の仮居住先となっている津久井やまゆり園芹が谷園舎については、8月1日から「芹が谷やまゆり園」として運営している。

新築工事の状況については、次のとおり。

期 間：令和元年 12 月～3 年 10 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 9 月現在、センター棟の内装工事、外構工事等を実施中

令和 3 年 10 月竣工・引渡し予定

供用開始：令和 3 年 12 月予定

### (2) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への利用者の移行

津久井やまゆり園の供用を開始した 8 月 1 日、津久井やまゆり園芹が谷園舎の利用者は、津久井やまゆり園に 41 名、芹が谷やまゆり園に 54 名移行した。

引き続き、利用者一人ひとりの自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定支援の取組を継続していく。

## 7 さがみ緑風園等の指定管理者の募集等について

令和5年度から新たに指定管理者制度を導入するさがみ緑風園並びに令和4年度末に指定期間が満了する津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園について、現在の取組状況を報告する。

### (1) さがみ緑風園等の今後の施設運営の基本的な考え方について

#### ア 地域生活移行の推進及び「通過型施設」の位置付け

「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」の意見を踏まえて、さがみ緑風園、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園の選定基準などに、意思決定支援といった当事者目線の支援により入所者の地域生活移行を進めること、地域生活が困難となった障がい者を一時的に受け入れ、また、地域に帰れるようにする、いわゆる「通過型施設」となることを明確に位置付ける。

#### イ 定員規模の見直し

定員100名を超える大規模施設である、さがみ緑風園及び三浦しらとり園は、課題解消に向けて、定員規模を見直していく。見直しにあたっては、入所者やその御家族に不安を与えないよう配慮しながら進めていく。

##### (ア) さがみ緑風園

現在の入所者数や入退所の状況を勘案して、現在の入所者に影響が出ない範囲内で、次表のとおり、定員規模を見直すこととする。

	入園定員
令和3年4月	120名（うち短期入所12名）
令和4年4月	100名（うち短期入所12名）
令和5年4月	80名（短期入所の定員数は、長期入所者の状況を勘案して決定）

##### (イ) 三浦しらとり園

地域生活移行を進めながら、定員規模の見直しを検討する。

### (2) さがみ緑風園について

民間法人の力を生かして、当事者目線の支援の実現に向けてサービスの向上を図るとともに、効果的、効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者候補の選定に向けた手続きを進めている。

## ア 募集条件等

### (ア) 募集の方法

公募により募集する。

なお、申請者については、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例において「県内に事務所を有する社会福祉法人」としているが、社会医療法人、公益社団・財団法人といった法人の申請を可能とするとともに、複数の法人による共同提案方式を導入するため、条例改正に向けた検討を進めている。

### (イ) 指定期間

5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）とする。

### (ウ) 募集単位

さがみ緑風園単独で募集する。

### (エ) 利用料金制の導入

指定管理者のインセンティブの向上により、応募者の拡大とともに、県民サービスの向上を図るため、利用料金制を導入する。

### (オ) 選定基準の考え方

#### a 指定管理者に求める能力・内容

- ・ 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- ・ 施設の維持管理
- ・ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- ・ 事故防止等安全管理
- ・ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- ・ 人的な能力、執行体制
- ・ 財政的な能力
- ・ コンプライアンス、社会貢献
- ・ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- ・ これまでの実績

#### b 選定基準の作成にあたって重視する視点

##### (a) 当事者目線の支援の実現に向けた取組

- ・ 意思決定支援の推進及び地域生活移行の取組
- ・ 当事者の地域生活を支える通過型施設としての取組
- ・ 虐待ゼロの実現を目指した取組
- ・ 身体拘束によらない支援技術の向上
- ・ 管理運営や執行体制などガバナンス（組織による管理体制、外部によるチェック機能）

##### (b) さがみ緑風園の特色を踏まえた取組

- ・ 介護職員と医療職員との連携体制の構築
- ・ 医療的ケアに関連する介護職員の支援技術の蓄積、定着

- c 選定基準の配点割合  
サービスの向上：65点、管理経費の節減等：10点、  
団体の業務遂行能力：25点

### (3) 津久井やまゆり園等について

津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園（以下「津久井やまゆり園等」という。）については、令和4年度末に現在の指定期間が満了するが、次のとおり、引き続き指定管理者制度による施設の管理運営を行うこととし、指定管理者候補の選定に向けた手続きを進めていく。

#### ア 指定管理者制度により施設を管理運営することの総括

##### (ア) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園

制度の導入目的である施設の管理運営経費の節減などの効果は認められる。また、サービスの質の向上に関しては、民間法人の資源を活用した手法で意思決定支援や地域生活移行に積極的に取り組んでいるほか、身体拘束解除に向けた取組も進められている。

以上のことから、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

##### (イ) 三浦しらとり園

施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

具体的には、身体拘束解除への積極的な取組等による利用者へのサービス向上や、施設の管理運営経費の節減などの効果が認められることから、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

#### イ 募集条件等

津久井やまゆり園等の募集条件等を次のとおりとする。

##### (ア) 募集の方法

公募により募集する。

なお、申請者については、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例及び三浦しらとり園条例において「県内に事務所を有する社会福祉法人」としているが、社会医療法人、公益社団・財団法人といった法人の申請を可能とするとともに、複数の法人による共同提案方式を導入するため、条例改正に向けた検討を進めている。

- (イ) 指定期間  
5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）とする。
- (ウ) 募集単位  
1施設ごとに募集する。
- (エ) 選定基準の考え方
- a 指定管理者に求める能力・内容
- ・ 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
  - ・ 施設の維持管理
  - ・ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
  - ・ 事故防止等安全管理
  - ・ 地域と連携した魅力ある施設づくり
  - ・ 人的な能力、執行体制
  - ・ 財政的な能力
  - ・ コンプライアンス、社会貢献
  - ・ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
  - ・ これまでの実績
- b 選定基準の作成にあたって重視する視点
- (a) 当事者目線の支援の実現に向けた取組
- ・ 意思決定支援の推進及び地域生活移行の取組
  - ・ 当事者の地域生活を支える通過型施設としての取組
  - ・ 虐待ゼロの実現を目指した取組
  - ・ 行動障がいを軽減するための支援技術の向上（身体拘束によらない支援）
  - ・ 管理運営や執行体制などガバナンス（組織による管理体制、外部によるチェック機能）
- (b) 各施設の特徴を踏まえた取組  
（津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園）
- ・ 小規模ユニットにおける支援方法の工夫  
（三浦しらとり園）
  - ・ 被虐待経験を有する障がい児の特性を理解した支援
- c 選定基準の配点割合  
サービスの向上：65点、管理経費の節減等：10点、  
団体の業務遂行能力：25点

(オ) 指定管理者評価委員会

指定管理者の選定基準案への意見の具申や申請内容の評価のため、別紙の有識者等により構成する「県立障害福祉関係施設（津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園）指定管理者評価委員会」を設置する。

(4) 今後のスケジュール

令和3年11月	第3回県議会定例会に条例改正議案を提出
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に選定基準案を報告
令和4年1月	募集開始
6月	第2回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
令和5年4月	指定管理者による管理運営開始

県立障害福祉関係施設（津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園及び三浦しらとり園）指定管理者評価委員会委員（案）

（五十音順）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者 選定委員の経験の 有無（委員会名）	選定理由
大矢 武久	男	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長	障がい者家族代表	有 (県立障害福祉関係施設(津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園)指定管理者評価委員会)	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会から委員推薦を受けた障がい家族の代表者であり、家族会の活動を通じて、施設の課題や運営者に必要な資質を熟知しているため。
川合 明子	女	神奈川県知的障害福祉協会副会長、すぎな会愛育寮施設長	施設運営経験者	有 (県立障害福祉関係施設(津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園)指定管理者評価委員会)	神奈川県知的障害福祉協会から委員推薦を受けた施設運営経験者であり、障害者支援施設の運営について豊かな知識と経験を有しているため。
佐賀 悦子	女	弁護士	法務・労務管理識見者	有 (県立障害福祉関係施設(津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園)指定管理者評価委員会)	神奈川県弁護士会から委員推薦を受けた弁護士であり、法務・労務管理関係の知識・造詣が深いため。
佐々木 一誠	男	公認会計士	経理識見者	有 (県立障害福祉関係施設(さがみ緑風園)指定管理者評価委員会)	日本公認会計士協会神奈川県会から委員推薦を受けた公認会計士であり、財務審査の専門家であるため。
奈良崎 真弓	女	にじいろでGO!会長	障がい当事者代表者	有 (県立障害福祉関係施設(津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園)指定管理者評価委員会)	神奈川県手をつなぐ育成会から委員推薦を受けた障がい当事者代表であり、障がい分野の各種委員会の委員経験を有しているため。

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者 選定委員の経験の 有無（委員会名）	選定理由
横倉 聡	男	東洋英和女 学院大学特 任教授	学識経験者	有 （県立障害福祉関係 施設（津久井やまゆ り園・芹が谷やまゆ り園）指定管理者評 価委員会）	かながわ福祉サービ ス運営適正化委員 会委員であり、障 害福祉施策全般に 造詣が深いため。

(参考) 施設ごとの募集等について

		さがみ緑風園	津久井 やまゆり園	芹が谷 やまゆり園	三浦 しらとり園
施設運営の 基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定支援など、当事者目線の支援による地域生活移行の推進</li> <li>「通過型施設」の実現【共通】</li> <li>定員規模を見直し【緑風・しらとりのみ】 (さがみ緑風園は、令和5年4月までに80名に見直し) (三浦しらとり園は、定員規模の見直しを検討)</li> </ul>			
管理運営状況 の総括		(新規導入)	指定管理者制度による運営を継続		
募集 条件	募集方法	公募※			
	指定期間	5年間			
	募集単位	1施設ごとに募集			
	利用料金制	導入	(導入済)		
選 定 基 準	重視する 視点	当事者目線の支援など、上記施設運営の基本的な考え方の実現に向けた取組			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護と医療の連携</li> <li>医療的ケアの支援 技術の蓄積</li> </ul>	小規模ユニット の支援	小規模ユニット の支援	障がい児の 特性を理解 した支援
	配点割合	サービスの向上：65点、管理経費の節減等：10点、業務遂行能力：25点			
評価委員会		5名で構成 (学識経験者 法務・労務識見者 経理識見者 障がい当事者代表 施設運営経験者) (6月常任報告済)	6名で構成 (学識経験者 法務・労務識見者 経理識見者 障がい当事者代表者 施設運営経験者 障がい者家族代表) (下線は緑風園と同じ委員)		
※募集方法の 見直し (条例改正)	見直し 内容	応募は社会福祉法人に限定していたが、次の法人等も可能とする。 ・社会医療法人、公益社団・財団法人等の応募も可能 ・共同提案方式の導入			
	今後の 予定	令和3年第3回県議会定例会(12月)に関係条例の改正議案を提出 (神奈川県立の障害者支援施設に関する条例、三浦しらとり園条例)			

## 8 中井やまゆり園における利用者支援について

中井やまゆり園は、昨年度設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」から、「長時間の居室施錠が行われている」、「身体拘束の3要件の検討が不十分」など厳しい指摘を受け、利用者支援の改善に向けて取り組んできた。

令和2年12月から、同園における身体拘束の状況を県ホームページに掲載し、拘束の廃止や時間短縮に向けた検討を行い、順次実施している。

令和3年2月には、1日8時間以上の身体拘束を行っていた22件の状況を、第三者の視点を入れる観点から関係市町村に情報提供し、市町村とともに、支援内容の検証を行った。

今年度に入り、市町村に提供した22件のうち2件が身体的虐待に当たると認定されたため、5月に公表し、学識者や市町村職員などを含む会議を6月に園内に設置して、行動障がいの軽減方法などの検討を進めている。

さらに、県は、7月12日から4日間、県と他の県立施設の職員で構成する「当事者目線の支援サポートチーム」による集中モニタリングを行った。モニタリングでは、支援現場の直接確認や職員へのヒアリング、身体拘束を行っている事案の調査を実施した。また、22件の身体拘束については、直近の状況等を確認し、特に拘束の廃止が難しい4件の支援の改善に向けて「当事者目線の支援サポートチーム」と園で、意見交換を行った。

このような中、令和3年9月26日及び27日に報道のあった、同園の利用者に対する身体拘束や骨折事案についての現在までの取組状況などを報告する。

### (1) 報道の概要について

#### ア 9月26日の報道（身体拘束事案）

- ・ 令和3年2月時点で、1日8時間以上、施錠するなどの身体拘束が22件あり、そのうち5人を20時間以上施錠した個室に閉じ込める対応が常態化している。
- ・ 園の複数の職員は、「県の発表は時間を少なく見せかけている。県立のため、身内意識でチェックが働いていない。」と証言している。
- ・ 虐待と認定された2人は、住民票が同じ市で、職員らは、「他市町は県の顔色をうかがって虐待と言わなかっただけ」と話す。

#### イ 9月27日の報道（骨折事案）

- ・ 2年前に職員が入所者に暴力を振るって骨折させたのに、事故として隠蔽した疑いのあることが複数の職員への取材でわかった。

- ・ 職員らによると、20代の男性入所者に対し、男性職員が「邪魔だ、どけ」と言って、洗濯物などを運ぶカートに強くぶつけた。後日、医療機関で診察を受けると、鎖骨が折れていた。カートをぶつける様子を目撃した職員もいたが、園は「寝転がっていた入所者を、他の入所者が踏んだことが原因と推測される」と事故扱いにした。

## (2) 身体拘束事案について

身体拘束事案については、昨年度設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」でも厳しく指摘されており、外部への「見える化」を図りながら、改善に向けて取り組んでいる。

- ・ 令和2年12月から、県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況を県ホームページで公表し、「見える化」を図ってきた。
- ・ 令和3年2月には、中井やまゆり園において、1日8時間以上の居室施錠などを行っている22件の身体拘束の状況を、関係する市町村に情報提供し、市町村とともに支援内容の検討を行った。
- ・ 同年5月14日に、市町村に情報提供した身体拘束のうち2件について身体的虐待に当たると認定されたため、記者発表した。

こうした取組を続ける中で、同園における20時間以上の居室施錠は、令和3年9月末時点で3名となった。

自傷他害のおそれのある利用者への身体拘束を廃止するためには、利用者の特性に応じて慎重に支援内容を見直す必要があり、引き続き、身体拘束ゼロに向けて、専門家の指導を受けながら、取組を進めていく。

## (3) 骨折事案について

令和元年7月31日に発生した利用者の骨折について、当時、県と園は、次のとおり対応した。

- ・ 園は、発生時の状況を確認するため、事案発生時にホームで勤務していた職員にヒアリングを行ったところ、職員が加害行為を行ったことは確認できなかった。
- ・ また、当該利用者は横になって過ごしていることが多く、当時、利用者同士で、互いに手や足を出すトラブルがよくあったことから、事故と判断し、園内で共有の上、園長までの報告書を作成した。
- ・ 令和元年11月15日に発生した虐待案件を調査した際に、7月31日の件は職員による虐待ではないかと発言した職員がいたが、直接その現場を目撃したものではなかったことや、虐待したとされた職員が否定したことから、再調査には至らなかった。

今回の報道を受けて、県と園では、骨折事案に関する当時の記録の確認や関係する職員へのヒアリングを行うなど、当時の判断が適切だったのか、確認していく。

#### (4) 今後の県の対応

##### ア プロジェクトチームの設置

当事者目線の支援や園の役割の向上などをさらに加速するため、医師や学識者などの外部の専門的な視点も入れて「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム」を9月27日に設置した。

プロジェクトチームには、身体拘束事案については、支援内容を確認の上、助言をいただき、長時間の拘束を廃止できるよう取り組んでいく。さらに、個別の事案ごとに検討を行い、改革プログラムを作成していく。

また、骨折事案については、当時の記録などを提示して、助言をいただき、今後の県と園の確認に生かしていく。

##### イ 中井やまゆり園の全体的な検証

県は、緊急立入調査等により、支援現場の確認、過去の事故報告書の検証、職員ヒアリングなどを行い、同園の組織執行体制の課題を洗い出し、抜本的な改善に取り組む。

##### (参考) プロジェクトチーム構成員

区分	氏名	所属等
施設関係	大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長
意思決定支援	小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
学識関係	佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授
医療関係	野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、精神保健指定医 医師
学識関係	渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院教育学研究科 教授
当事者	(現在、人選中)	
県	福祉部長、障害サービス課長、中井やまゆり園長ほか	

## 9 「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令第34号）のサテライト型住居にかかる規定が、令和4年4月1日から施行されることを踏まえ、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」について所要の改正を検討しているので報告する。

### (1) 改正の概要

#### ア サテライト型住居の定義

- ・ 本体施設（入居定員が5人以上10人以下の施設）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの。
- ・ 入居定員は4人以下のものに限る。
- ・ 本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する。

#### イ サテライト型住居の数

- (ア) 施設長の要件を満たす者が施設長のみ  
4か所以下
- (イ) 施設長の要件を満たす者が施設長以外1人以上配置  
8か所以下

#### ウ 本体施設とサテライト型住居の入居定員の合計

- (ア) 施設長の要件を満たす者が施設長のみ  
20人以下
- (イ) 施設長の要件を満たす者が施設長以外1人以上配置  
40人以下

#### エ その他

- (ア) 提供した具体的なサービスや苦情の内容、入居者の状況把握の実施に係る記録の整備
- (イ) サテライト型住居に必要な設備は本体施設の基準を適用

### (2) 今後のスケジュール

令和3年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出  
令和4年4月1日 施行